

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第14条第1項、第15条第1項及び第16条第1項の個体識別番号の表示義務違反に係る法第18条の勧告及び公表の指針について

1 勧告の指針

個体識別番号等の表示に違反していると畜業者、販売業者及び特定料理提供業者（以下「販売業者等」という。）に対しては、（1）及び（2）に定める場合を除き、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第18条に基づく勧告を行う。（1）及び（2）に定める場合には、それぞれ、（1）及び（2）の指導を販売業者等に行うものとし、一定期間経過後、改善の状況について調査を行うものとする。当該調査の結果、指導に従わなかったことが確認された場合についても、勧告を行う。

- （1）個体識別番号等の表示がなされていないが、違反した販売業者等が直ちに改善する意思を示している場合

個体識別番号等を表示するよう指導する。

- （2）法に定める遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した販売業者等が直ちに改善する意思を示している場合

遵守事項を遵守するよう指導する。

2 公表の指針

法第18条に基づく勧告を行った場合には、原則として公表する。

ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合があれば、公表しないこととする。

- （1）公表する事項は、以下の事項とする。

- ① 違反した販売業者等の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実
- ③ 勧告の内容

- （2）なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、法第18条に基づく勧告を行わなくても公表（（1）の①及び②の事項）をする場合がある。